

しんぷう 神風だより

新年号 令和3年1月(不定期発行)

発行：白戸社会保険労務士事務所
〒270-2214 松戸市松飛台90番地の13
Tel:090-9752-7644 FAX:047-385-6129
https://shirato-sr.com
編集：代表 白戸孝行

～ 賀 正 ～

新年明けましておめでとうございます。「良いお年を…」と年末挨拶を交わした方々も今年ばかりは「来年こそ良いお年を…」と心中願ってやまなかつたことと思います。更に今年の冬は例年より寒いと感じるのは私だけでしょうか。オリンピックはどうなるのか、最近では言葉に出すのも憚られるような気がいたします。

さて、前回の「神風だより(創刊号)」はいかがでしたでしょうか。本号では、猛威を振るい続ける新型コロナ感染拡大に関連する情報、昨今の労働・社会保険関連法令の改正の状況及び被保険者の方々にとって影響の大きい内容をご紹介します。

新型コロナウイルス感染拡大に関連する緊急措置の延長

① 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(対象期間～R2・2020年9月30日)
事業主の指示による休業中に賃金を受けられなかった労働者への支援・・・休業前賃金日額の8割

② 雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金を含む。)(対象期間～R3・2021年2月28日)

従業員の休業補償負担に対する事業主への支援・・・中小企業助成率 10/10

創刊号で紹介しました政府の緊急対応措置について、取りあえず当面の期間が延長され、これらの他にも、無利子・無担保の資金繰り支援、補助金・情勢金、納税特例猶予など、様々な施策が打ち出されています。

雇用情勢が大きく悪化しない限り、段階的に縮減されていく予定でしたが、コロナの猛威は衰えるどころか、拡大の一途を辿っています。政府の補正予算にも財源(限界)があります。新たな生活勤務様式への対応が余儀なくされております。経営者・従業員問わず、一層の意識改革が必要な時ではないでしょうか。

労働保険関連法令編

(R2・2020年4月～) 健康増進法に基づく受動喫煙防止措置の義務化

一部の手続きの電子申請の義務化(大企業のみ、中小企業は未定)

(R3・2021年1月～) 子の看護休暇・介護休暇の時間単位の付与

(R3・2021年4月～) 高齢者の70歳までの雇用確保(努力義務)

70歳までの定年引上げ・定年の廃止、70歳までの継続雇用制度等の導入

正社員と短時間・有期雇用労働者との不合理な待遇差の禁止(中小企業)

(R4・2022年4月～) パワハラ防止措置の義務化(就業規則への規定、相談窓口の設置等(中小企業)

(R5・2023年4月～) 割増賃金率の猶予措置の廃止(月60時間超部分を50%以上)(中小企業)

電子申請の義務化については、社会保険手続きにも導入されており、今のところ大企業等特定の企業のみですが、今後印鑑の廃止議論とともに、コロナ渦での経済活動の在り方として、拡大されてゆくでしょう。

働き方改革により、毎年、関係法令の改正が目白押しです。これを逐次把握して会社の労務管理を見直すことには多大な労力が必要です。この様なときは、是非、社会保険労務士をご活用下さい。

各都道府県社労士会には、労働条件審査という事業があります。これは、自治体の業務を受託している指定管理者が雇用する従業員の労働条件を確認することにより、自治体自らその委託業務の改善向上を促し、もって行政サービスの向上を図るお手伝いをするものです。一般の企業においても、労務リスクを把握・解消する労務コンプライアンス監査手段として活用できると思いますので、ご相談下さい。

(H28・2016年10月～)

社会保険関連法令編

短時間労働者への社会保険適用の拡大(特定適用事業所:従業員501人以上)

従来の常勤者の勤務時間・日数の3/4以上基準に加え、週20時間以上・賃金月額8.8万円以上の労働者も被保険者となることができます。また、従業員500人以下の企業でも、労使協定・届出により、任意適用事業となることが可能です。今後、次のとおり基準が逐次見直され当該企業には義務化される予定です。

R4・2022年～: 従業員101人以上 R6・2024年～: 従業員51人以上

当事者にとっては、税法上の配偶者控除枠(103万円)、健保上の被扶養者基準(130万円)等、当面の損益を考えることでしょう。しかし、働いた分だけ将来年金が多く貰えるのが厚生年金の最大のメリットです。

～ 編集後記 ～

ご一読ありがとうございました。本号では紙面の関係上、番外編(創刊号での山本五十六のお話など)はお休みとさせていただきます。なお、ご質問やご相談、今後取り上げてもらいたい話題等がございましたら是非お知らせ下さいませ。ご要望にお応えできるよう努力いたします。今後ともよろしく願いいたします。